

第2回 判例研究①：東大ポポロ事件（最大判昭和38年5月22日刑集17巻4号370頁）

○暴力行為等処罰ニ関スル法律違反被告事件

（昭和31年（あ）第2973号 昭和38年5月22日大法廷判決 破棄差戻）

- 5 【上告人】 東京高等検察庁検事長 花井 忠
被告人 千田 謙蔵 弁護士 石島 泰 外3名
【検察官】 村上朝一、中村哲夫、神山欣治
【第1審】 東京地方裁判所 【第2審】 東京高等裁判所

10 ○判示事項

1. 憲法第23条の趣旨
2. 学生集会と大学の有する学問の自由および自治

○判決要旨

- 15 1. 憲法23条の学問の自由は、学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由とを含み、同条は広くすべての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることにかんがみ、特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨としたものである。
- 20 2. 学生の集会が真に学問的な研究またはその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動に当る行為をする場合には、大学の有する特別の学問の自由と自治は享有しない。
（補足意見、意見がある）

25 【参照】学校教育法第52条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

○主 文

原判決および第1審判決を破棄する。
本件を東京地方裁判所に差し戻す。

30

○理 由

東京高等検察庁検事長花井忠の上告趣意について。

【要旨第1】

35 論旨のうちで、原判決には憲法23条の学問の自由に関する規定の解釈、適用の誤りがあると主張する点について見るに、同条の学問の自由は、学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由とを含むものであつて、同条が学問の自由はこれを保障すると規定したのは、一面において、広くすべての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、他面において、

5 大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることにかんがみて、特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨としたものである。教育ないし教授の自由は、学問の自由と密接な関係を有するけれども、必ずしもこれに含まれるものではない。しかし、大学については、憲法の右の趣旨と、これに沿って学校教育法 52 条が「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究」することを目的とするとしていることとに基づいて、大学において教授その他の研究者がその専門の研究の結果を教授する自由は、これを保障されると解するのを相当とする。すなわち、教授その他の研究者は、その研究の結果を大学の講義または演習において教授する自由を保障されるのである。そして、以上の自由は、すべて公共の福祉による制限を免れるものではないが、10 大学における自由は、右のような大学の本質に基づいて、一般の場合よりもある程度で広く認められると解される。

15 大学における学問の自由を保障するために、伝統的に大学の自治が認められている。この自治は、とくに大学の教授その他の研究者の人事に関して認められ、大学の学長、教授その他の研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される。また、大学の施設と学生の管理についてもある程度で認められ、これらについてある程度で大学に自主的な秩序維持の権能が認められている。

20 このように、大学の学問の自由と自治は、大学が学術の中心として深く真理を探求し、専門の学芸を教授研究することを本質とすることに基づくから、直接には教授その他の研究者の研究、その結果の発表、研究結果の教授の自由とこれらを保障するための自治とを意味すると解される。大学の施設と学生は、これらの自由と自治の効果として、施設が大学当局によつて自治的に管理され、学生も学問の自由と施設の利用を認められるのである。もとより、憲法 23 条の学問の自由は、学生も一般の国民と同じように享有する。しかし、大学の学生としてそれ以上に学問の自由を享有し、また大学当局の自治的管理による施設を利用できるのは、大学の本質に基づき、大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と25 自治の効果としてである。

【要旨第 2】

大学における学生の集会も、右の範囲において自由と自治を認められるものであつて、大学の公認した学内団体であるとか、大学の許可した学内集会であるとかいうことのみによつて、特別な自由と自治を享有するものではない。学生の集会が真に学問的な研究またはその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動に当る行為をする場合には、30 大学の有する特別の学問の自由と自治は享有しないといわなければならない。また、その集会が学生のみのものでなく、とくに一般の公衆の入場を許す場合には、むしろ公開の集会と見なされるべきであり、すくなくともこれに準じるものというべきである。

35 本件の東大劇団ポポロ演劇発表会は、原審の認定するところによれば、いわゆる反植民地闘争デーの一環として行なわれ、演劇の内容もいわゆる松川事件に取材し、開演に先き立つて右事件の資金カンパが行なわれ、さらにいわゆる渋谷事件の報告もなされた。これらはすべて実社会の政治的社会的活動に当る行為にほかならないのであつて、本件集会はそれに

よつてもはや真に学問的な研究と発表のためのものでなくなるといわなければならない。
また、ひとしく原審の認定するところによれば、右発表会の会場には、東京大学の学生および教職員以外の外来者が入場券を買って入場していたのであつて、本件警察官も入場券を買って自由に入場したのである。これによつて見れば、一般の公衆が自由に入場券を買つて
5 入場することを許されたものと判断されるのであつて、本件の集会は決して特定の学生のみの集会とはいえず、むしろ公開の集会と見なさるべきであり、すくなくともこれに準じるものというべきである。そうして見れば、本件集会は、真に学問的な研究と発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動であり、かつ公開の集会またはこれに準じるものであつて、大学の学問の自由と自治は、これを享有しないとわなければならない。したがつて、
10 本件の集会に警察官が立ち入つたことは、大学の学問の自由と自治を犯すものではない。

これによつて見れば、大学自治の原則上本件警察官の立入行為を違法とした第 1 審判決およびこれを是認した原判決は、憲法 23 条の学問の自由に関する規定の解釈を誤り、引いて大学の自治の限界について解釈と適用を誤つた違法があるのであつて、この点に関して論旨は理由があり、その他の点について判断するまでもなく、原判決および第 1 審判決は破
15 棄を免れない。

よつて刑訴 410 条 1 項本文、405 条 1 号、413 条本文に従い、主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官入江俊郎、同垂水克己、同奥野健一、同石坂修一、同山田作之助、同齋藤朔郎の補足意見および裁判官横田正俊の意見があるほか、裁判官全員一致の意見によるものである。

20 [中略]

(裁判長裁判官 横田喜三郎 裁判官 河村又介 裁判官 入江俊郎 裁判官 池田 克
裁判官 垂水克己 裁判官 河村大助 裁判官 下飯坂潤夫 裁判官 奥野健一 裁判官
石坂修一 裁判官 山田作之助 裁判官 五鬼上堅磐 裁判官 横田正俊 裁判官
齋藤朔郎)

25

この演習で配布する教材は、最高裁判所の公式判例集である『最高裁判所民事判例集』(民集)、『最高裁判所刑事判例集』(刑集)その他の判例集を、学生が読みやすいように編集したものです(不要な字句等を削り、縦書きのものは横書きに直しました)。当事者の表示や裁判事項・裁判要旨なども、基本的には、公式判例集にあるものをそのままの形で収録してあります。